

県立学校長 殿

教育庁保健体育課
課長 城間 敏生
(公印省略)
教育庁文化財課
課長 諸見 友重
(公印省略)

新型コロナウイルス緊急事態宣言下における部活動について（依頼）

令和3年5月21日に新型コロナウイルス感染症対策本部会議で、沖縄県が5月23日から6月20日までの期間に緊急事態宣言に追加適用されることになりました。それに伴い、県立学校における部活動につきましては、感染症拡大防止の観点から適用期間中の部活動については、下記のとおりとします。また、下記内容に変更の際は、改めて通知します。

記

【全県立学校】

- 1 部活動について、原則休止する。（特措法第24条第9項）
但し、8月末までに九州・全国大会の予選を兼ねた県内大会やコンクール等を控えた場合に限り、必要最小限の人数にて、学校長の許可の下、行うこと。平日の活動時間は90分以内（個人練習を含む、早朝練習は行わないこと）、土日休日は2時間以内（準備・片付け・清掃・整備やミーティング等は含まない）とすること。
※活動時間とは、校内外問わず1日の総活動時間とする。
 - 2 期間中、県内外における、練習試合や合宿等については、行わないこと。
 - 3 県内、県外大会やコンクールの参加については、各団体の感染対策ガイドラインに則り、十分な連携のもと、慎重に検討し、学校長の判断で参加すること。
- ※ 上記記載の事項について厳守すること。
※ 合同チームによる部活動も上記のとおりとする。
※ 各県立学校の感染レベルについては毎週発出される「県立学校における地域の感染レベルに応じた感染症対策等について」及び別紙1-2を確認すること。
※ 地域のスポーツクラブ等に通う生徒については、所属する団体のガイドラインに則り感染症対策を行うこと。

【部活動を行う際の留意点】

- ※ 発熱等の風邪の症状がある場合には、生徒や指導者等も参加しないよう徹底すること。
※ 同居の家族に風邪の症状がみられる場合も参加しないよう徹底すること。
- 生徒本人と保護者の意向を尊重し、参加を強制しないこと。
 - 活動を生徒だけに任せるのではなく、顧問や部活動指導員等が実施状況を把握できる体制をとること。
 - 日時や活動内容をあらかじめ生徒や保護者に周知すること。（緊急時の連絡体制の構築）

【別紙参照】

問合せ先
運動部活動：県教育庁保健体育課 担当：健康体育班 城田 亮
TEL：866-2726 FAX：862-0472
文化部活動：県教育庁文化財課 担当：管理班 喜屋武 浩
TEL：866-2731 FAX：867-4350